

重要事項説明書

(運営の方針)

- 第1条 有限会社豊生ケアサービス（以下、事業者という）が運営する、デイサービスセンターほほえみ上物部（以下、事業所という）が提供する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合通所型サービスは、要介護者等の心身の状況、おかれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、日中の時間帯において当該施設にて、入浴、排せつ、食事の介助、バイタルチェック、その他の介助等を行うものとする。また、その有する能力を維持・向上できるよう、必要な機能訓練を行うものとする。
- 二 事業所が行う地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合通所型サービス事業（以下、事業という）の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 三 事業所は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（セルフプランの場合には当該被保険者）に対して、自社の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行わないものとする。

(事業の目的)

- 第2条 事業所が行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある利用者に対し、適正なサービスを提供することで利用者が安心して日常生活を送ることができるようになることを目的とする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う法人と事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

法人の名称 有限会社豊生ケアサービス

代表取締役 原田高行

所在地 〒656-0025 兵庫県洲本市本町7丁目4番40号

電話番号 0799-25-5316

事業所名称 デイサービスセンターほほえみ上物部

管理者 奥 眞澄

所在地 〒656-0053 兵庫県洲本市上物部1丁目2番16号

電話番号 0799-38-6071

(営業日及び営業時間)

- 第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

二 営業日 月曜日から金曜日（ただし、12月30日～1月3日を除く）

三 営業時間 8時30分～17時30分

四 サービス提供時間 9時30分～15時30分

(サービスの利用料及び利用者負担)

- 第5条 サービスの種類と単位数は別紙1の通りとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次の通りとする。

二 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

三 生活相談員 1名以上

生活相談員は、介護支援専門員等が作成する居宅介護支援計画書を基に通所介護計画書の作成、計画内容の見直し及び介護支援専門員との連携、その他必要な機関との情報共有、利用者に対する通所介護等計画の説明、その他、利用者及びその家族の生活に係る相談対応を担う。

四 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者のバイタルチェック及び薬の管理、口腔ケア、看護記録の作成、他、必要に応じた医療的な対応を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送るために必用な基本動作の維持・改善を目的として、通所介護計画の目標に沿った機能訓練を行う。

六 介護職員 1名以上

介護職員は、食事介助や排せつ介助、入浴介助等の直接的な介護業務をはじめ、服薬介助、レクリエーションの提供、機能訓練の補助を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、洲本市全域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

二 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

三 事業所は、事業所の責に帰すべき事由により利用者に対して事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(相談・苦情対応)

第9条 提供したサービスに関し、法の定めるところにより市町村又は国民健康保険団体連合会等が行う質問、若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

二 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を以下の通り設置する。

【お客様相談コーナー】

電話番号 0799-38-6071

対応時間 月曜日から金曜日 9時～17時

担当者名 奥 眞澄

※苦情だけではなく、「もっとこうしてほしい」等のお客様の声も受け付けるものとする。

【兵庫県国民健康保険団体連合会】

電話番号 078-332-5617

FAX番号 078-332-5650

対応時間 月曜日から金曜日 8時45分～17時15分

(ただし、祝日、12月29日～1月3日はのぞく)

【洲本市役所 介護福祉課】

電話番号 0799-22-9333

FAX番号 0799-26-0552

対応時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

(ただし、祝日、12月29日～1月3日はのぞく)

三 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとする。

(手順)

1. 苦情発生
2. 管理者が状況、事実確認
3. 処遇、処理について上長及び関係機関、必要に応じて市町村へ報告し、利用者およびその家族への再発防止策の説明とともに、必要に応じて謝罪を行う
4. 検討の結果を踏まえ、翌日までには具体的な対策を検討し行動する
5. 記録を保存し、再発防止に繋げる

(第三者評価実施状況)

第10条 事業所は、第三者評価機関による評価を実施していない。

(虐待の防止について)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

二 事業所は、虐待防止のための指針を整備する。

三 事業所は、虐待防止に関する委員会を設置し、虐待防止委員を選定する。

また、虐待防止委員は、管理者とする。

四 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及することを目的とした研修を定期的実施する。

五 サービス提供中に当該事業所従業者又は援護者（現に援護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束について)

第12条 当事業所は、利用者に対してやむなく行う身体拘束が適正に管理することができるよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

二 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 事業所は、身体拘束等適正化に関する委員会を設置し、身体拘束適正化委員を選定する。

四 サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

五 緊急時にやむを得ず身体拘束を実施する場合は、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体拘束等の適正化の取り組みを行う。

六 従業者に対して、身体拘束等適正化のための研修を定期的実施する。

(事業継続計画の策定と実践について)

第13条 事業所は、非常災害時等においても利用者に対してサービスが滞りなく提供できるよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 二 事業所は、非常災害時等において、利用者に対してサービスが滞りなく提供できるようBCP（事業継続計画）を策定し、従業者に周知する。
- 三 事業所は、BCP（事業継続計画）の内容について、必要に応じて見直しを行い、外部環境の変化に応じて常にアップデートしていくものとする。
- 四 非常災害発生時に滞りなく対応できるよう、BCP（事業継続計画）の内容の理解を深めることを目的とした研修を定期的に行う。
- 五 事業所は、非常災害時に備えて定期的に避難訓練等を行う。

(個人情報保護および秘密保持について)

第14条 利用者の個人情報について、事業所は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なく知りえた秘密を漏らさない。ただし、利用者個人及び家族の情報については、サービス担当者会議等において、適切なサービス提供を目的として、医療・他介護機関等との連携を図るために利用することがある。

なお、これら他機関との情報共有に同意されない場合、サービス調整等ができず、一体的なサービス提供ができないといった不都合が生じる場合がある。

- 二 上記の目的で個人情報を利用する際には、利用者もしくは家族からの同意を得るものとし、この重要事項説明書への記名・捺印により、同意書に代替する。
- 三 同意書の有効期限については、契約期間と同じとし、契約期間終了後に本人及び家族様からの特段の申し出がなく、サービス利用の継続をされる場合には、契約の自動更新に伴い、同意書の有効期限も自動で更新するものとする。
- 四 個人情報の範囲については、介護サービスの円滑な提供に必用な最小限度のものとする。
- 五 上記目的外で利用者の写真等の個人情報を使用する場合は、別紙2の同意書を交わしたうえで使用するものとする。

(その他事項)

第15条 同契約におけるその他の事項として以下に定める。

- 二 本人の状況及び体調などについて、希望があった場合には、利用者に連絡すると同様の通知を家族等へも行う。
- 三 サービス提供の記録について、5年間保管するものとし、記録の閲覧及び写しの交付が本人及び家族に限り可能とする。なお、写しの交付については、1枚につき10円を徴収する。
- 四 サービス提供時の事故発生や利用者の体調悪化等の緊急時について、最初に本人及び家族より優先連絡先（家族や医師）を伺い、状況に応じて連絡する。
- 五 医師の指示、家族からの希望、利用者本人の体調等の都合により、希望するサービスが受けられない場合は、本人の体調面を最優先して事業所の判断で対応する。

(損害賠償)

第16条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない以下の各号に該当する場合にはこの限りではない。

- 二 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合、並びにサービス実施にあたり、必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知をおこなったことに起因して損害が発生した場合。
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実地したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 四 利用者が、事業者、もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

(加入損害賠償保険)

第17条 当該事業に係る損害賠償責任保険として、以下の保険に加入している。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
介護保険・社会福祉事業者総合保険

(合意管轄)

第18条 本契約における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）が発生した場合、神戸地方裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 兵庫県洲本市上物部1丁目2番16号

事業者名 有限会社豊生ケアサービス

事業所名 デイサービスセンターほほえみ上物部

説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人又は立会人

住所

氏名 印

※この重要事項は、今後も必要に応じて改正、追加させて頂きまことを、
あらかじめご了承下さい。その際には、新たに重要事項説明を利用者またはその家
族に書類の郵送等により交付させて頂きます。